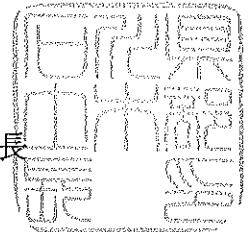


監第 1341号
令和元年 11月 7日

石川県建設産業連合会会長 様

石川県土木部長



建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める
登録基幹技能者を定める件（告示）の改正について（通知）

本県の土木行政につきまして、日頃から多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より標記通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴協会会員等、関係者にご周知いただきたく、お願い申し上げます。

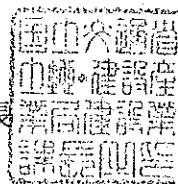
(事務担当)
石川県土木部監理課
建設業振興グループ
TEL:076-225-1712
FAX:076-225-1714



国土建第317号
令和元年10月30日

各地方整備局等建設業担当部長 殿
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者を定める件（告示）の改正について（通知）

今般、登録土工基幹技能者講習及び登録A L C基幹技能者講習を修了した者を、建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第七条第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして同号ハの規定に基づき認定するため、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成三十年国土交通省告示第四百三十五号）の改正を行いましたので、下記のとおり通知いたします。

貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遗漏のないよう措置願います。

記

1. 今回の改正内容について

法第七条第二号ハにより、国土交通大臣が同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして認定した者についても主任技術者等に該当する（法第二十六条第一項）とされており、当該認定の対象として登録基幹技能者講習の修了者が建設業法施行規則第七条の三第三号に規定されているところ、今回その対象となる登録基幹技能者講習として以下の2種目について追加を行った。

建設業	登録基幹技能者講習の種目
とび・土工工事業	登録土工基幹技能者
タイル・れんが・プロツク工事業	登録A L C基幹技能者

2. スケジュールについて

公布の日から施行する。

(参考)

・登録土工基幹技能者

熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた土工（土砂等の掘削、盛り上げ、締固め等を行う工事その他基礎的ないしは準備的工事等）に携わる技能者で、国土交通大臣が登録した機関が実施する登録土工基幹技能者講習の修了者

・登録A L C基幹技能者

熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れたA L Cパネル（石灰質原料及びけい酸質原料を主原料とし、高温高压蒸気養生された軽量気泡コンクリート建材）工事に携わる技能者で、国土交通大臣が登録した機関が実施する登録A L C基幹技能者講習の修了者

以上

○国土交通省告示第七百四十四号
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第三号の規定に基づき、平成三十年国土交通省告示第四百三十五号（建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件）の一部を次のように改正する。

令和元年十月三十日

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改 正 後

改 正 前

許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習（同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に関する十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとし、かつ、当該受講資格を有する者が受講するものに限る。）

許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習（同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に関する十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとし、かつ、当該受講資格を有する者が受講するものに限る。）

国土交通大臣 赤羽 一嘉

(略)	とび・土工工事業	一・二 (略)
(略)	十三 登録土工基幹技能者	
タイトル・れんが・ブ	一・二 (略)	
ロック工事業	三 登録ALC基幹技能者	

(略)	とび・土工工事業	一・二 (略)
(略)		(新設)
タイトル・れんが・ブ	一・二 (略)	
ロック工事業	三 登録ALC基幹技能者	(新設)

この告示は公布の日から施行する。

附 則

○国土交通省告示第四百三十五号

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成二十九年国土交通省令第六十七号）の施行に伴い、及び建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を次のとおり定める。

平成三十年三月十五日

国土交通大臣 石井 啓一

許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習（同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に關し十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとし、かつ、当該受講資格を有する者が受講するものに限る。）

大工工事業

- 一 登録型枠基幹技能者
- 二 登録建築大工基幹技能者

左官工事業

一 登録左官基幹技能者

二 登録外壁仕上基幹技能者

とび・土工工事業

一 登録橋梁基幹技能者

二 登録コンクリート圧送基幹技能者

三 登録トンネル基幹技能者

四 登録機械土工基幹技能者

五 登録P C 基幹技能者

六 登録鳶・土工基幹技能者

七 登録切断穿孔基幹技能者

八 登録エクステリア基幹技能者

九 登録グラウト基幹技能者

十 登録運動施設基幹技能者

十一 登録基礎工基幹技能者

十二 登録標識・路面標示基幹技能者

石工事業
登録エクステリア基幹技能者

屋根工事業
登録建築板金基幹技能者

電気工事業
登録電気工事基幹技能者

管工事業
一 登録配管基幹技能者

二 登録ダクト基幹技能者

三 登録冷凍空調基幹技能者

			タイル・れんが・ブ ロツク工事業	一 登録エクステリア基幹技能者 二 登録タイル張り基幹技能者
鋪装工事業	登録運動施設基幹技能者	鉄筋工事業	鋼構造物工事業	登録橋梁基幹技能者
しゆんせつ工事業	登録海上起重基幹技能者	一 登録P C 基幹技能者 二 登録鉄筋基幹技能者 三 登録圧接基幹技能者		

			板金工事業	登録建築板金基幹技能者
		塗装工事業	ガラス工事業	登録硝子工事基幹技能者
内装仕上工事業	防水工事業	<p>一 登録建設塗装基幹技能者</p> <p>二 登録外壁仕上基幹技能者</p> <p>三 登録標識・路面標示基幹技能者</p>		
登録内装仕上工事基幹技能者	二 登録防水基幹技能者			

熱絶縁工事業	登録保温保冷基幹技能者
電気通信工事業	登録電気工事基幹技能者
造園工事業	<p>一 登録造園基幹技能者</p> <p>二 登録運動施設基幹技能者</p>
建具工事業	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者
消防施設工事業	登録消防設備基幹技能者

附 則

1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この告示の施行前に、本則の表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習のうち、それぞれ同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に關し十年以上実務の経験を有することを受講資格としないものを修了した者について、同欄に掲げる建設業に係る建設工事に關し十年以上実務の経験を有するに至つたときは、本則に規定する登録基幹技能者講習を修了した者とみなす。

3 本則の表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習のうち、それぞれ同表の上欄に掲げる建設業以外の建設業（同表の上欄に掲げるものに限る。）に係る建設工事に關し十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとするものを修了した者について、当該建設業に係る建設工事に關し十年以上実務の経験を有するに至つたときは、当該建設業に係る当該登録基幹技能者講習を修了した者とみなす。